

## 保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年4月25日

大阪税関長 大内 聡

### 記

- 許可を受けた者の名称及び住所  
日本通運株式会社  
東京都千代田区神田和泉町2番地
- 保税蔵置場の名称及び所在地  
日本通運株式会社 富山新港流通センター  
富山県高岡市石丸704番地11
- 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積  
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
4棟 6,734平方メートル（うち屋外 1,868平方メートル）
- 蔵置貨物の種類  
輸出入一般貨物、船用品、別送品、託送品、仮陸揚貨物
- 許可の期間  
自 令和6年5月1日  
至 令和12年4月30日